

令和4年度

第8回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和4年11月15日

湯沢市農業委員会

第8回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和4年11月15日(火)午後1時30分

場所 湯沢グランドホテル

開会 午後 1時42分

閉会 午後 2時30分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
6番	宮原 正明	15番	由利 幸悦
7番	沓澤 弥	16番	佐藤 郁夫
8番	高橋 郁夫		

2) 欠席した委員

5番	佐藤 昇	10番	加藤 エリ子
----	------	-----	--------

3) 遅刻した委員

なし

18名中16出席  
(午後 1時32分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	井川 信博
主 査	小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第8号 第3専門委員会第3回会議の報告
- ・報告第9号 第13回運営委員会の報告
- ・報告第10号 第3回農地対策専門委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
  - (1) 賃貸借契約合意解約
  - (2) 使用貸借契約合意解約
  - (3) 申請許可状況

3 議 案

議案 第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第43号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案 第44号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案 第45号 非農地証明願いについて

議 事	
議 長	<p>開会宣言 午後 1時42分 委員総数18名中、ただいまの出席委員は <u>16名</u>であります。</p> <p>定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、<u>10番 加藤エリ子 委員</u>と、<u>5番 佐藤 昇 委員</u>であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、6番 宮原 正明 委員、7番 沓澤 弥 委員の両名を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、会期についてお諮りいたします。</p> <p>本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p>
議 長	<p>本日の議題は、会務報告のほか報告5件、議案4件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
議 長	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p>

議 長	次に報告第8号 第3専門委員会第3回会議の報告をお願いします。
議 長	(16番 佐藤 栄子 委員挙手) 16番 佐藤 栄子 委員。
	(第3専門委員会第3回会議の報告、朗読説明)
議 長	報告第8号 第3専門委員会第3回会議の報告についてご質問ありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) それでは只今の報告をご了承願います。 次に報告第9号 第13回運営委員会の報告をお願いします。
議 長	(18番 高橋 敬悦 職務代理者挙手) 18番 高橋 敬悦 職務代理者。
	(第13回運営委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第9号 第13回運営委員会の報告についてご質問ありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) それでは只今の報告をご了承願います。 次に報告第10号 第3回農地対策専門委員会の報告をお願いします。
議 長	(17番 川崎 秀悦 委員挙手) 17番 川崎 秀悦 委員。
	(第3回農地対策専門委員会の報告、朗読説明)
議 長	報告第10号 第3回農地対策専門委員会の報告について、ご質問ありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) それでは只今の報告をご了承願います 次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。

	<p>議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。</p> <p>1 賃貸借契約合意解約通知は 18 件、面積は 81,797 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>解約事由は、借人の都合によるものが 8 件、経営縮小が 1 件、貸人の都合によるものが 1 件、第三者へ利用権設定するため 1 件、第三者へ所有権移転するため 2 件、兼業による経営縮小が 1 件、高齢化が 3 件、耕作者死亡のため 1 件となっております。</p> <p>2 使用貸借契約合意解約通知は 4 件、面積が 15,477 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>解約事由は、貸人の都合によるものが 1 件、借人の都合によるものが 1 件、第三者へ利用権設定するため 2 件となっております。</p> <p>3 申請許可状況であります。先月の転用案件は 2 件で、5 条賃貸借権設定申請番号第 5 号は 10 月 11 日付けで、5 条使用貸借権設定申請番号第 3 号は秋田県農業会議に諮問し許可相当の答申を受け、10 月 21 日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p>
議 長	<p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 4 年 11 月 15 日提出。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。3 条使用貸借権設定は 1 件、面積が 42,452.34 m<sup>2</sup>であります。申請事由は、農業者年金受給に伴う再設定によるものです。</p> <p>次に、議案書 6 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 2 件で、面積が 6,558 m<sup>2</sup>であります。申請事由は申請番号第 6 号が貸人の都合によるもの、7 号が労働力不足によるもので、賃料は資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書 7 ページから 8 ページをご覧ください。所有権移転は 5 件、面積が 11,198 m<sup>2</sup>であります。申請事由は、申請番号第 27 号が高齢による経営縮小、28 号が生前一括贈与、29 号が経営縮小、30 号が分家している者への贈与、31 号が相手方の要望によるものです。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第42号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。
	はじめに議案書10ページ、経営基盤強化促進法利用権設定整理番号第274号、275号については、7番 沓澤 弥 委員、議案書10ページから11ページの第276号、277号、278号、279号、280号は私、19番 高橋に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは経営基盤強化促進法利用権設定整理番号第274号、275号について審議いたしますので、7番 沓澤 弥 委員の退席をお願いいたします。
	(7番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 2時03分)
議 長	案件を事務局より説明をお願いします。
	(井川班長、挙手)
議 長	井川班長。
井川班長	議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。 令和4年11月15日提出。 議案書10ページをご覧ください。経営基盤強化促進法利用権設定整理番号第274号、275号については、賃借権の再設定で面積が15,712㎡で、賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

議 長	(全員挙手) 全員挙手。利用権設定整理番号第274号、275号について、計画のとおり決定することといたします。
議 長	退席者の着席をお願いいたします。
	(7番 沓澤 弥 委員、着席) (午後 2時06分)
議 長	次に私、19番 高橋の案件となります。審議に先立ち、ここで議長を交代しますので、暫時休憩いたします。
議 長 (職務代理)	休憩前に引き続き議事を再開いたします。
議 長 (職務代理)	それでは利用権設定整理番号第276号から280号を審議しますので、19番 高橋 伸太郎 委員の退席をお願いいたします。
	(19番 高橋 伸太郎 会長、退席) (午後 2時07)
議 長 (職務代理)	事務局より説明をお願いします。
	(井川班長、挙手)
議 長 (職務代理)	井川班長。
井川班長	議案書 10 ページから 11 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 276 号は賃借権の新規設定、277 号、279 号は賃借権の再設定、278 号、280 号は使用貸借権の再設定で面積が 15,333 m <sup>2</sup> で賃料については総会資料の記載とおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長 (職務代理)	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長 (職務代理)	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長 (職務代理)	全員挙手。利用権設定整理番号第 276 から 280 号について、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。
	(19番 高橋 伸太郎 会長、着席) (午後 2時08分)
議 長 (職務代理)	ここで、議長を交代しますので、暫時休憩いたします。(午後 2時08分)



議 長	休憩前に引き続き、議事を再開いたします。(午後 2時10分) 次に、議案第43号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	最初に、議案書15・16ページ、整理番号164～168号、及び議案書21ページ、整理番号187号、並びに議案書25ページ、整理番号207・208号についても、併せて説明いたします。 当該案件につきましては、いずれも再設定で、推進委員3名に該当するものであります。面積は再設定8件で46,912.3㎡であります。賃料等につきましては総会資料の記載とおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 全員挙手。利用権設定整理番号第164から168号、及び整理番号187号、並びに整理番号207・208号については計画のとおり決定することといたします。 暫時休憩しますので、退出しております推進委員の着席をお願いします。 (午後 2時12分)
議 長	会議を再開します。 (午後 2時13分)
議 長	次に、その他の議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願いします。
井川班長	議案書12ページから42ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃借権が115件で、面積は553,841.08㎡であります。新規の設定が3件、再設定が104件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 使用賃借権は6件、面積は4,220㎡であります。新規の設定が1件、再設定が5件であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)

議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第43号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。
議 長	次に所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いいたします。
	(井川班長、挙手)
井川班長	井川班長。
議 長	議案書43ページから44ページをご覧ください。 所有権移転は4件、面積は18,795㎡で申請事由は経営拡張によるものが3件、小作地買収によるものが1件で、売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。次に利用権移転について審議します。事務局より説明をお願いします。
	(井川班長、挙手)
議 長	井川班長。
井川班長	議案書45ページをご覧ください。利用権移転は1件、面積は5,217㎡であります。申請事由は経営を主宰するものです。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。利用権移転について、計画のとおり決定することといたします。


<p>議 長</p>	<p>次に議案第44号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
<p>井川班長</p>	<p>議案第44号「農地転用事業計画変更承認申請について」</p> <p>農地法第5条の規定による農地の転用許可済みの土地について、農地転用事業計画変更承認申請を受理したので、昭和51年9月30日付農林水産省構造改善局長通達「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」第2の2の(4)の規定により意見書を付し承認の可否を判断する必要があるため意見を求める。令和4年11月15日提出</p> <p>議案書47ページ、議案付属資料9ページから16ページをご覧ください。申請番号第2号については、昭和59年6月27日指令政-749及び平成元年2月27日付指令農政-92117で、当初事業計画者が5条所有権移転により住宅建築及び車庫を整備するとして2度転用許可を受けたものであります。しかし、資金繰りや接道状況の悪い土地であったことなどから計画が断念され事業未了となっている農地であります。この度事業承継者が農地を購入して、農地転用事業を承継し新たに住宅兼店舗・駐車場として整備する計画に変更したいとするものであります。</p> <p>当該農地は周辺が住宅に囲われており、所有者が農業経営者でなく耕作が不便な土地であること、都市計画区域・第1種住居地域に指定されており第3種農地であること、承継後の事業計画に特に問題はないものと考えられるため事業計画変更はやむを得ないものと判断します。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、現地確認結果について、12番 姉崎 与志弘 委員から報告願います。</p>
<p>議 長</p> <p>12番</p>	<p>(12番 姉崎 与志弘 委員、挙手)</p> <p>12番 姉崎 与志弘 委員。</p> <p>議案第44号の現地確認について報告いたします。</p> <p>10月27日、11番 水戸 義昭 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、当初の計画である住宅・車庫の建築を断念し、新たに住宅兼店舗・駐車場を整備するもので、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、農地転用事業計画変更にあたっては、やむを得ないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>



	<p>うな状況から、申請地は農地としての利用が困難であることから、非農地判断はやむを得ないものと判断します。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、12番 姉崎 与志弘 委員から報告願います。</p>
	<p>(12番 姉崎 与志弘 委員、挙手)</p>
議 長	<p>12番 姉崎 与志弘 委員。</p>
12番	<p>議案第45号の現地確認について報告いたします。</p> <p>10月27日、11番 水戸 義昭 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認を してまいりました。</p> <p>先ほど事務局より説明がありましたとおり、申請地は原野状態にあり、農地 としての利用は不可能な状況であると判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第45号非農地証明願いについて異議ないものと認め、原案の とおり決定することといたします。</p>
議 長	<p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後 2時30分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和4年11月15日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 6番 宮原正明 

署名委員 7番 菅澤 弥 